平成２４年（フ）第５２８８号
東京都足立区扇１丁目41―２―404
債務者　雨田　博之
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３０９号
東京都調布市染地３丁目３―１　都営染地６―303
債務者　藤　　祐介
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３１５号
東京都葛飾区鎌倉４丁目15―25―109
債務者　川村　和彦
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３１６号
東京都世田谷区上北沢３丁目14―３―101
債務者　小野芙美子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３２０号
埼玉県さいたま市岩槻区大字小溝876―93、住民票上の住所埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松２丁目12―13
債務者　酒井　和代（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３２１号
東京都町田市本町田3486　藤の台団地１―31―407
債務者　細野久美子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３２２号
東京都大田区西蒲田２丁目６―５
債務者　狩集　　豊
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３２３号
東京都品川区東品川３丁目18―17―808
債務者　久留宮真由美
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３２４号
東京都世田谷区大蔵３丁目３―21―304
債務者　藤原みどり（旧姓新沼）
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３２５号
埼玉県越谷市七左町３丁目33
債務者　荻野　篤哉
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３２９号
千葉県旭市中谷里5346
債務者　芳野　　豊
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３３６号
東京都練馬区高松５丁目19―17―302
債務者　みちのくバッカスこと　吉井まさ子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３３７号
東京都練馬区高松２丁目23―２―202
債務者　黒澤　　明
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３３８号
東京都江東区東砂２丁目13―７―109
債務者　河野　若江
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３４１号
東京都葛飾区奥戸８丁目14―12―201
債務者　牧田健太郎
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３４４号
東京都世田谷区若林２丁目21―14　長谷川方102
債務者　佐藤　照治
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部